

<p>タイルカーペット洗淨</p>	<p><b>【判断の基準】</b>  洗淨に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m<sup>2</sup>以下であること。  洗淨に使用する水量が40L/m<sup>2</sup>以下であること。  洗淨に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準（「清掃」参照。）を満たすこと。  洗淨完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  洗淨に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。  洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。  洗淨に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。  洗淨に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p>
-------------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「タイルカーペット洗淨」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。
- 2 判断の基準 の透視度は JIS K 0120 による。
- 3 配慮事項 の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象となる物質をいう。

<p>機密文書処理</p>	<p><b>【判断の基準】</b>  当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。  機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じた上で、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。  ア．古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。  イ．直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。  ウ．破碎処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。  適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  機密文書の発生量を定期的集計し、発注者への報告がなされること。  紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。  運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルート of 効率化が図られていること。  可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。</p>
---------------	--